

岩手県告示第928号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、平成22年県民生活基本調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成21年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県民の消費生活、環境保全活動等の実態及びそれらの質的变化を把握し、諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 県内に居住する20歳以上の男女5,000人（層化二段無作為抽出により抽出するものに限る。以下「調査対象者」という。）について調査を行う。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 県民の商店街、県内産の農林水産物等の利用状況、環境保全への取組状況等
 - イ 調査対象者の性別、年齢、世帯構成等
 - (2) 基準となる期日又は期間 平成22年1月1日現在で行う。
- 4 報告を求めるもの 調査対象者
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 報告を求める期間 平成22年1月13日から同年2月2日まで